

議員提出第15号議案

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成24年12月20日

提出者

足立区議会議員	たきがみ	明
同	加藤	和明
同	吉岡	茂
同	くじらい	光治
同	針谷	みきお
同	前野	和男
同	あかし	幸子
同	鈴木	あきら
同	鹿浜	昭
同	馬場	信男
同	長井	まさのり
同	ぬかが	和子
同	浅古	みつひさ

足立区議会議長 渡辺 ひであき 様

(提案理由)

政府に対し、軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求めるため、本案を提出する。

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正
などを求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(MTBI)は、交通事故やスポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。記憶力や理解力の低下など神経系に異常をきたすものであり、重症の場合は寝たきりの生活となる。

この病気はMRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれる人も多い。

世界保健機関の報告によると、MTBIの患者は年間約900万人に上ると推測されており、日本でもその対策が求められているところである。

よって、足立区議会は政府に対し、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く求めるものである。

記

- 1 MTBIのため働けない場合、労災の障害(補償)年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正にあたっては、不正防止のため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
- 3 MTBIについて、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あ て